人権尊重社会の実現

市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会をめざして

目次・参考資料

※国際社会における人権擁護の取組 …ｐ1
※日本国内における人権擁護の取組 …ｐ2
※山口県の人権擁護の取組 …ｐ3
　山口県人権推進指針（平成24年4月改定）
　山口県人権教育推進資料（平成24年4月改定）
※防府市の人権擁護の取組 …ｐ4～
　いきいき・ぬくもり・ふれあい（平成12年6月作成）
　人権カレンダー（令和2年9月掲載）

1948 人権に関する世界宣言採択（12月10日）

1994 「人権教育のための国連10年」宣言(1995～2004)

2005 人権教育のための世界計画開始

この計画により人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う、教育、研修及び情報であると定義され、(a)人権及び基本的自由の尊重の強化(b)人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達(c)すべての国民、先住民並びに人種的、民族的、種族的、宗教的並びに言語的集団の間の、理解、寛容、ジェンダー平等及び友好の促進等、6つの目標を示したんだよ。

2011 人権教育及び研修に関する国連宣言を採択

2015 ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を採択

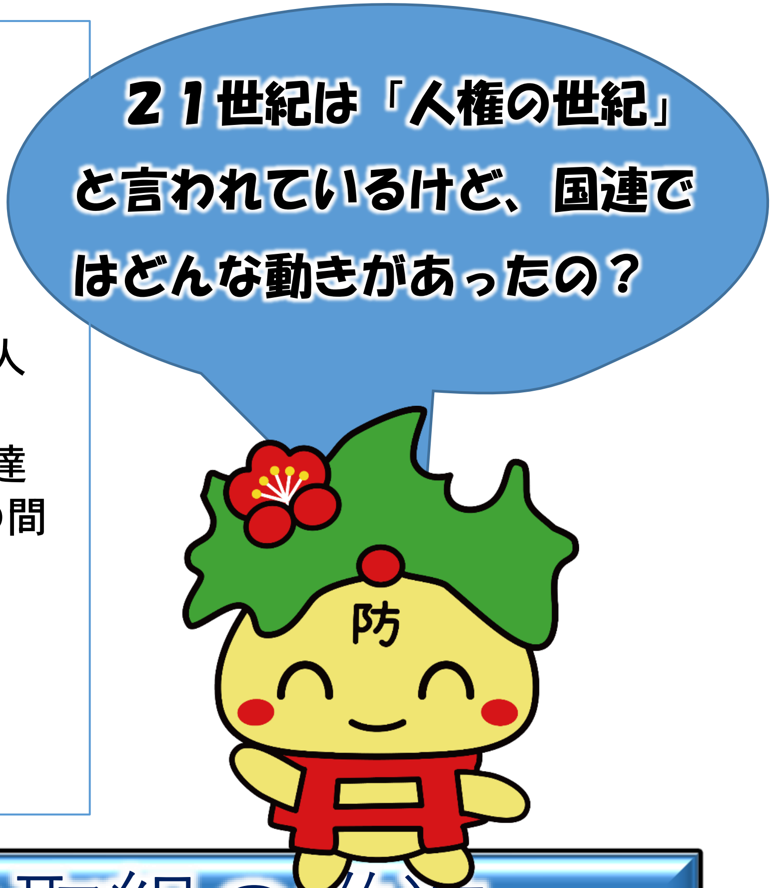

本格的な人権教育・人権啓発への取組の推進

国連は、ＳＤＧsの採択で、世界が貧困、気候変動、人種やジェンダーに起因する差別など様々な問題・課題に直面していることに対して、こうした地球規模の問題を解決するために、「誰ひとり取り残さない」という共通理念のもと、17の目標とそれを達成するための169のターゲットを決め、2030年を目標に様々な取組を行っています。

1946　日本国憲法の公布（1947施行）
1969～　同和対策事業特別措置法（1969）、地域改善対策特別措置法(1982)、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(1987)に基づく対策事業の実施（～2002）
1997　人権擁護施策推進法施行
1997　人権教育のための国連10年国内行動計画取りまとめ
2000　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに必要な措置を定め、人権の擁護に資することを目的とすると定めたよ。

2002　人権教育・啓発に関する基本計画策定
2016
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 部落差別の解消の推進に関する法律

総合的・計画的な人権教育・人権啓発の取組を推進

憲法11条には、
「国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として、基本的人権の大切さを示しています。

2002　「山口県人権推進指針」の策定と「人権教育の推進にあたって」を作成

2003　「人権教育推進資料」作成

2007　「人権推進指針分野別施策の推進」改定

　　　「人権施策推進審議会答申」が出される

2008　「人権に関する県民意識調査」の実施

2012　「山口県人権推進指針」改定と「山口県人権推進資料」作成

県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして

　全ての山口県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方とし、自由・平等・生命をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現を目指します。

防府市は、2021年度(令和3年度)に第5次防府市総合計画「輝き！ほうふプラン」をつくったんだよ。この計画は、防府市の10年後をイメージしたうえで、変化が速い時代に対応し実効性を重視する観点から計画期間を2021年度から2025年度までの5年間とした「明るく豊かで健やかな防府」の実現を目標に掲げているんだ。このプランの分野別施策「教育・社会」の中では、「人権尊重社会の実現」を目指す方針と主な取組をまとめているんだ。

〈方針〉

　市民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。
また、性別に関係なくお互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

〈施策〉

１　豊かな人権感覚の育成

一人ひとりの基本的人権が尊重される社会の実現を目指し、市民ぐるみで人権尊重の教育、啓発を推進します。

２　男女共同参画社会づくりの推進

防府市男女共同参画推進計画に基づき、あらゆる場面で誰もが能力を発揮して活躍できる社会の実現に向けた取組を推進します。

施策の展開

①豊かな人権感覚の育成　　②男女共同参画社会づくりの推進

防府市では、20世紀の終わりに下のような人権啓発資料を作ったんだ。どんなことが書かれているか見てみよう。

下の資料は、平成12年(2000年)に防府市・防府市教育委員会・防府市同和教育推進市民会議（現在の防府市人権教育推進市民会議）が共同で作成した「いきいき・ふれあい・ぬくもり」という資料だよ。そのころ国では

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(2000年)が策定されたよ。この法律には、**第１条に法律制定の目的**「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。」が示されているよ。

さらに、**第４条では、国の責務を**
「国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を制定し、及び実施する責務を有する。」とし、
第５条では、地方公共団体の責務を
「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつその地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とし、
第６条では、国民の責務として
「国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するように努めなければならない。」と定めているよ。

こうして、「人権の世紀」である２１世紀を迎えた。

人権は長い歴史の中で私たち人類の不断の努力で勝ち取ったものなんだね

もう少し「人権」について考えてみよう

法務省では人権を、「『すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利』あるいは『人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利』であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと私たちは考えています。」と説明しています。さらに、子どもにとっては「命を大切にすること」「みんなと仲よくすること」が互いの人権を大切にすることになるともいっています。

つまり、人権は、誰もが平等に、どこにいても、どんなときにも、生きている限りずっと持ち続けている様々な権利のことなんだね。だけど、２１世紀になってもう２０年がたった。本当に人権が尊重された社会になっているかな？みんなはどう思う？

「人権教育・啓発に関する基本計画」の「はじめに」には、「今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。」と書かれている。
2011年(平成23.4.1)一部変更「人権教育・啓発に関する基本計画　はじめに」から引用

あなたは、自分の言動が「ジェンダー」などに左右されることがありますか？

大分市教育委員会人権同和教育課
「みんなのねがい第72集」より

様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向（性質の傾向）や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられます。さらに、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化もその要因になっています。また、根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が私たち国民の中に十分に定着していない事が挙げられます。このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らが有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身についていない、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題も指摘されています。（H23.4.1「人権教育・啓発に関する基本計画　第２章　人権教育・啓発の現状　１　人権を取り巻く情勢」から引用）

※ジェンダーとは、社会的・文化的につくられる性別のことを指します。

私たちは日ごろ、「普通」「常識」「当たり前」という言葉を無意識に使うことがあります。また、「思い込み、固定観念、先入観、レッテル」などに優劣の考え方が加わったとき「偏見」「差別」「排除」「仲間外し」「いじめ」に発展していく場合もあります。そして、人は、「人より優位に立っているときには人に優しくなれるがその人と対等の関係になったとき競争の心理が働く」と指摘する人（元熊本県知事　潮谷義子さん）もいます。さらに、「足を踏んだ者には踏まれた者の痛みが分からない」とはよく言われることです。

私たちが「相手のことを思う想像力を持つ」ことは心豊かなぬくもりのある地域づくりの上でとても大切なことですね。

先入観

レッテル

偏見・差別・排除

固定観念

思い込み

平成12年(2000年)6月発行　防府市・防府市教育委員会・防府市同和教育推進市民会議作成の人権教育啓発資料から

人権尊重社会の実現「一人ひとりの人権が尊重された心豊かなぬくもりのある地域社会」

私たちの人権感覚を磨く

自らの偏ったものの見方に気づくこと
自分を大切にすること
相手を思う想像力を高めること
互いに支え合う心を育てること
自分の命とつながる命を自覚すること

私たちの人権文化を高める

明るいあいさつが響き合う
人権課題への正しい知識と情報を尊重する
違いを認め合う心を大切にする
様々な人との交流を育む
自分も相手も尊重した自己主張を身につける

「誰か」のこと　じゃない。